

第一回参議院労働委員会會議録第十八号

付託事件

○労働基準法の適用除外規定設定に關する陳情(第二百五十二号)

○失業手當法案(内閣送付)

○失業保險法案(内閣送付)

○企業再建整備その他に關する陳情(第二百四十三号)

○労働基準法第四十條の特例に關する陳情(第二百四十四号)

○労働者教育充実に關する陳情(第四百四十五号)

○積雪寒冷越冬手當即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願(第四百五十五号)

○税務職員の特遇改善に關する請願(第四百二十一号)

○別府市の勤務地手当地域給を特地上げることに関する陳情(第五百三十号)

○税務職員の特遇改善に關する陳情(第五百四十二号)

○税務職員の特遇改善に關する請願(第四百五十五号)

○雪害地手当支給に關する請願(第四百六十五号)

○税務職員の特遇改善に關する請願(第四百八十三号)

○各縣吏員の暫定加給國庫補助等に關する陳情(第五百六十三号)

昭和二十二年十一月十二日(水曜日)午後二時四十分開会

○委員(原虎一君) お待たせいたしました。只今から委員会を開会いたします。つきましては先般去る十日の本委員会において修正議決いたしました職業安定法案の附帯決議に關して天田委員から重大なる御発言がありますので、天田委員の御発言を許します。

○天田勝正君 委員会の附帯決議は委員会の決議に過ぎないので、その意思表示としての効力は極めて弱いのであります。よつて当委員会はこれからかかるような附帯決議をすることなく、法律中に規定すべき事項は法律案を修正し、然らざるものは本会議において当院の決議としたいと思ふのであります。従つて今回の附帯決議は一先ず取消したいと思ひます。右の動議を提出いたします。

○委員(原虎一君) 只今の天田委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(原虎一君) 御異議なきものと認めます。つきましては職業安定法案の附帯決議は取消することに決定いたします。本日はこれで散会いたします。午後二時四十六分散会

出席者は左の通り。

委員 原 虎一君

理事 堀 末治君

委員 栗山 良夫君

委員 天田 勝正君

委員 千葉 信君

委員 荒井 八郎君

委員 平岡 市三君

○委員長(原虎一君) お待たせいたしました。只今から委員会を開会いたします。つきましては先般去る十日の本委員会において修正議決いたしました職業安定法案の附帯決議に關して天田委員から重大なる御発言がありますので、天田委員の御発言を許します。

○天田勝正君 委員会の附帯決議は委員会の決議に過ぎないので、その意思表示としての効力は極めて弱いのであります。よつて当委員会はこれからかかるような附帯決議をすることなく、法律中に規定すべき事項は法律案を修正し、然らざるものは本会議において当院の決議としたいと思ふのであります。従つて今回の附帯決議は一先ず取消したいと思ひます。右の動議を提出いたします。

○委員(原虎一君) 只今の天田委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(原虎一君) 御異議なきものと認めます。つきましては職業安定法案の附帯決議は取消することに決定いたします。本日はこれで散会いたします。午後二時四十六分散会

出席者は左の通り。

委員 原 虎一君

理事 堀 末治君

委員 栗山 良夫君

委員 天田 勝正君

委員 千葉 信君

委員 荒井 八郎君

委員 平岡 市三君

第八部 労働委員会會議録第十八号 昭和二十二年十一月十二日(参議院)

紅露 みつ君

奥 むめお君

川上 嘉市君

竹下 豊次君

堀井 伊介君

徳積眞六郎君

川村 松助君

十一月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、税務職員の特遇改善に關する請願(第四百五十五号)

一、雪害地手当支給に關する請願(第四百六十五号)

一、税務職員の特遇改善に關する請願(第四百八十三号)

(請第四百五十五号)昭和二十二年十月二十九日受理

税務職員の特遇改善に關する請願

請願者 館山市北條一、三九〇番地 佐藤文雄外五百五名(外十九名)

紹介議員 川上嘉市外三名

この請願の趣旨は、請第四百二十一号と同じである。

(請第四百六十五号)昭和二十二年十月三十日受理

雪害地手当支給に關する請願

請願者 新潟市流作場ア、一二〇番地 福住由次

紹介議員 松井道夫君外一名

新潟縣が天候に恵まれず例年十二月より翌年三月の間酷烈な寒氣と丈余に及ぶ積雪のため毎冬交通杜絶の状態となるので、縣民は防雪及び冬ごもり対策として特殊な住居設備や身廻品を要し、又食糧貯蔵を行うの外、積雪による危険防止の措置、雪解後の被害手入等多額の費用を支出しなければならぬ。よつて別紙資料を提出するから、自今毎年雪害地手当を支給されたいとの請願。

(請第四百八十三号)昭和二十二年十一月一日受理

税務職員の特遇改善に關する請願

請願者 千葉縣香取郡佐原町佐原税務署 内梅原清治外八百十六名(外二十八名)

紹介議員 川上嘉市外一名

この請願の趣旨は、請第四百二十一号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、各縣吏員の暫定加給國庫補助等に關する陳情(第五百六十三号)

(第五百六十三号)昭和二十二年十月三十一日受理

各縣吏員の暫定加給國庫補助等に關する陳情

九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長 稻員稔

福岡縣において九州各縣議會正副議長會が決議し政府に要望した七月十四日福第十四号の実現については成否直接地方財政に影響し危機を招来するものであるから、陳情書記の十一項目の実現を早急に樹立せられたとの陳情。

昭和二十三年三月二十六日印刷

昭和二十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷所 印刷局